

グランスクエア一橋学園共用施設運営細則

(総 則)

第1条 グランスクエア一橋学園団地管理組合（以下「管理組合」という）は、組合員又は占有者、及びその同居人（以下「居住者」という）間のコミュニケーション及び親睦を図るため、グランスクエア一橋学園団地管理規約（以下「管理規約」という）第19条（附属規程）により、対象物件内のホビールーム、ラウンジ、キッズルーム（以下「共用施設」という。）を運営するため本細則を定める。

(使用の原則)

第2条 管理組合は、次の各号に掲げる目的のために、次条の使用に優先して共用施設を使用することができる。

- 一 管理規約第47条（団地総会）、第56条（理事会）及び第71条（棟総会）に規定する総会、理事会、および専門委員会等
- 二 管理組合が居住者の親睦を目的として行う懇談会、子供会、パーティー若しくは音楽、学習、手芸、料理等サークル活動を行う場合。
- 三 その他、管理組合が管理規約第37条（業務）に規定する業務を実施するために必要と認める場合

(居住者の使用目的と禁止)

第3条 管理組合は居住者に対し、共用施設を次の各号に掲げる目的のために使用させることができる。ただし、公安又は良俗を害する恐れのある時、政治、思想、宗教活動その他これらに類する行為、営利目的及びその他環境を阻害するような、管理運営上支障をきたす行為のための使用は認めないものとする。

- 一 居住者が冠婚葬祭を行うために使用する場合。
- 二 居住者の団体が会議を行うために使用する場合。
- 三 居住者が親睦を目的として行う囲碁、将棋、懇談会、子供会、パーティー若しくは音楽、学習、手芸、料理等サークル活動を行う場合。
- 四 各居住者が幼児及び児童が遊戯の場所として使用する場合。
- 五 上記各号に掲げる場合のほか、理事長が適当又は特に必要があると認めた場合。

(使用の特例)

第4条 管理組合は前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、居住者以外の個人又は団体に共用施設を使用させることができる。ただし、居住者又は前条に掲げる目的のために使用する団体に支障のない範囲内とする。

- 一 公職選挙法に基づく投票所として使用する場合。
- 二 公立病院、保健所、その他の公的機関が、居住者の健康診断及びその他の公共の目的のために使用する場合。
- 三 電力会社、ガス会社、日本放送協力会等の公益的な事業を営む者が、居住者に対するサービスを目的として使用する場合。

四 上記各号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要があると認めた場合。

(使用時間)

第5条 ホビールーム及びラウンジの使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。

ただし、理事長による時間外使用の許可を受けた場合は午前0時までとする。

2 キッズルームの使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。

3 共用施設の使用時間は、原則として1回3時間を限度とする。

(使用料)

第6条 共用施設の使用料は、次の各号に定める通りとし、管理組合は受領した使用料を管理規約第34条(使用料)に基づき管理費に充当するものとする。

一 管理組合がその業務に関し使用する場合は無償とする。

二 居住者が使用する場合は、第3条第一号、第二号及び第三号の場合は1時間100円とする。

三 その他の者が使用する場合は、第4条第一号、第二号の場合は無償、第4条第三号、第四号の場合は1時間500円とする。

四 継続使用は1時間単位とし、それぞれの時間単位の使用料を合算する。

五 予定時間の超過による追加使用料は時間単位で計算する。

六 使用時間が1時間に満たざる場合でも使用料の減額は行わない。

2 前項の定めにかかわらず、理事長が必要と認めた場合又は前項のいずれにも該当しない使用に関しては、理事長は理事会の決議を得て当該使用料を別に定めることができる。

3 管理組合は、共用施設に係わる維持管理費用の増加等により必要と認めるときは、団地総会の決議を経て使用料の額を変更することができる。

4 徴収した使用料は、原則として返還しないものとする。但し、当該使用許可の取り消し及び中止あるいは変更が第2条から第4条での規定に基づく管理組合あるいは他の者の優先使用の場合はこの限りではない。

(使用料の徴収等)

第7条 理事長及び理事長の指定する者(以下、本細則内において「理事長」という。)は、使用日当日に、前条に定める使用料を使用責任者から徴収する。

(申込受付)

第8条 共用施設使用申込みの受付は、原則として第3条第一号の葬儀の場合を除き、共用施設を使用する日の1ヶ月前とする。この場合において同一の期日又は、同一の時間に2件以上の申込があったときは、先に申込みを行なった者を優先する。

(申込受付の特例)

第9条 居住者の団体が、第3条に掲げる目的のために共用施設を定期的に使用しようとする場合には、管理組合は前条の規定にかかわらず、あらかじめ使用目的、使用日時等必要な事項を届出させ、3ヶ月ごとに定期的な使用を認めることができる。

2 前項の場合において、同一の期日又は時間に2件以上の申込みがあったときは、それらの団体間で協議して使用者を決めるものとし、その協議が整わないときは、抽選により定めるものとする。

(使用の承認等)

第10条 理事長は、共用施設の使用を希望する者に対し、事前に共用施設使用申込書（以下「申込書」という。）（別記様式第1）を提出させるものとし、その内容が適当と認められる場合には、所定の共用施設使用許可書（以下「許可書」という。）を使用責任者に交付する。

2 理事長は許可書を交付した後において、使用目的が使用願に反したり、又はその使用が共用施設の維持管理上支障をきたすと認められるとき及び第2条（使用の原則）、第3条（居住者の使用目的と禁止）の優先使用の必要が生じた場合には、その使用許可を取り消し又は使用を中止させることができる。

（使用日程表）

第11条 理事長は、共用施設の使用計画について月ごとに共用施設予約状況表を作成し、日時、目的、責任者等必要事項を記載し、共用施設の使用を希望する者が常時閲覧できるよう整備するものとする。

（鍵の貸与及び返却）

第12条 理事長は、許可証を交付した使用責任者に対し、使用する際に共用施設の鍵を貸与し、使用責任者は共用施設の使用後、理事長にただちに鍵を返却するものとする。

（使用申込者の責任）

第13条 居住者以外の者が使用する場合、当該申込みを行なった居住者は使用者に対し、本細則を遵守させる責任を有するものとする。

（遵守事項）

第14条 使用者は共用施設の使用にあたり、次の事項に注意しなければならない。

- 一 扉及び窓の施錠等は使用者の責任において行うものとする。また、開閉は静かに行うこと。
- 二 大声で騒ぐ等の行為は慎み、他の居住者及び近隣住民の迷惑とならないように注意すること。
- 三 トイレは、水溶性の紙以外使用しないこと。
- 四 退室時には水栓閉栓の確認を完全に行うこと。
- 五 持ち込んだ飲食物等はすべて持ち帰ること。
- 六 ゴミは必ず各自の責任において処分すること。
- 七 退室にあたって使用者は整理整頓・清掃後、理事長に使用終了の報告をし、すみやかに鍵を返却すること。
- 八 保護者なしで児童及び幼児のみで使用してはならない。
- 九 共用施設での喫煙はしないこと。
- 十 その他管理組合の指示に従うこと。

（禁止事項）

第15条 共用施設を使用する場合、次の行為をしてはならない。

- 一 建物及び備品を故意又は過失により破損し、若しくは汚損すること。
- 二 爆発性、引火性のある物品又は危険、不潔、悪臭のある物品を持ち込むこと。
- 三 振動、騒音、悪臭等、他の居住者及び近隣住民に迷惑を及ぼす行為又は不快の念を抱かせる行為をすること。

（違反者に対する措置）

第16条 理事長は使用者が本細則に違反し、又は違反する恐れのある時は、当該使用者に対しその使用を中止させ、あるいは今後の使用を禁止することができる。

(原状回復義務)

第17条 共用施設の使用者の故意又は過失により、共用施設の建物を損傷したり、備品等を毀損し、若しくは紛失したときは、ただちに理事長又は理事長の指定する者に連絡し、その指示に従わなければならない。

2 前項に掲げる場合、原則として当該使用者は自己の責任において修復し、その修復に要する費用を負担するものとする。

(管理組合の免責)

第18条 管理組合は天災地変、火災、盗難、その他事由の如何を問わず、使用者が被った損害については一切の責を負わないものとする。

(細則外事項及び改廃)

第19条 本細則に定めのない事項及び本細則の改廃については、団地総会の決議を得るものとする。

附 則

(細則の施行)

第1条 この細則は、管理規約施行の日から施行する。

別記様式第 1 (共用施設運営細則第 10 条 (使用の承認等) 関係)

年 月 日

共用施設使用申込書

グランスクエア一橋学園
 団地管理組合理事長 殿

グランスクエア一橋学園 _____ 番街 _____ 号室
 氏 名 _____ 印

- 下記の事由により
- ホビールーム 1 階
 - ホビールーム 2 階
 - ラウンジ
 - キッズルーム を使用いたしたく、届け出ます。

[記]

管理事務室	
受付番号	
受付印	

使用希望日	
使用時間	
使用責任者	
使用人数	
使用目的	

年 月 日

共用施設使用許可書

_____ 番街 _____ 号室

_____ 殿

許可番号 _____

グランスクエア一橋学園団地管理組合理事長

_____ 印

下記の条件により _____ の使用を許可いたします。

使用日	年 月 日
使用時間	時 分から 時 分まで
使用責任者	
使用人数	
使用目的	

- ※ 共用施設運営細則を遵守すること。
- ※ その他、管理組合の指示に従うこと。